

テナントの
入居

や

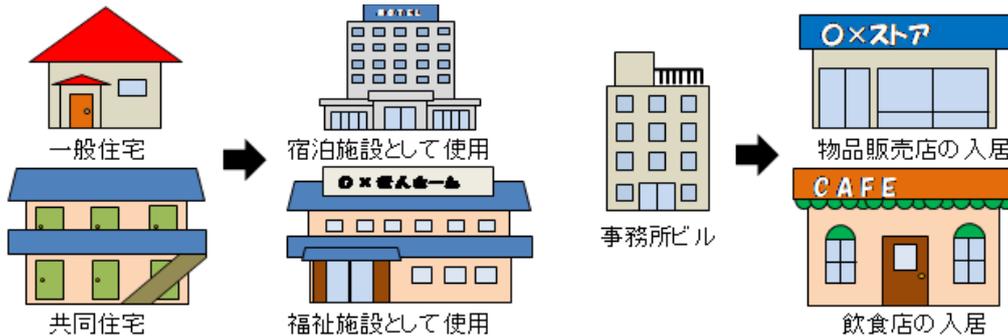
建物の
増改築

を

お考えの方に

テナントの入居や建物の増改築によって知らない間に「**消防法令違反**」となってしまうことがあります。次の例を参考にテナントの入居や建物の増改築などをお考えの方は事前に消防局予防課へ相談をしてください。

1 飲食店、物品販売店、社会福祉施設などの用途が新たに入居する場合（入れ替わりも含む）



2 増築や改築、隣接する建物との接続、窓や扉などの開口部の工事を行う場合



テナントオープンまでの流れ

電話で相談

防火対象物使用開始届出書を提出

建物規模等により現地検査

使用開始

お問い合わせ先
船橋市消防局予防課
047-435-1115

船橋市火災予防条例により、テナントの入居や増改築をする場合、「防火対象物使用開始届出書」を建物の使用を開始する7日前までに消防局予防課へ届出する必要があります。

消防法令違反になった場合

1 行政処分の対象となります。

消防法に基づく命令や告発による罰則を受けると、拘禁刑に処されたり、最大1億円以下の罰金刑となる可能性があります。

また、命令を受けると建物の主要な出入口など利用する方が見やすい位置に危険を知らせる標識を設置します。



2 違反建物を公表します。

上記のとおり違反建物に標識を設置するほか、船橋市のホームページに「建物の名称」、「所在地」、「違反内容」などを公表します。

また、ホテル、飲食店、物販店など不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設など一人では避難することが難しい方が利用する建物で「自動火災報知設備」、「屋内栓消火設備」、「スプリンクラー設備」が設置されていない場合は消防法による命令を受けていなくても公表します。

お問い合わせ先
船橋市消防局予防課
047-435-1114

